

# 山口県報

平成22年  
6月29日  
(火曜日)

## 目 次

### 漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示……………



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年六月二十九日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 小 川 晄三朗

### 一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい（まこい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

### 二 指示の有効期間

平成二十二年六月二十九日から平成二十三年六月二十八日まで

平成二十二年六月二十九日  
発行

発行人

山口県知事